

島警協第 248 号

平成28年1月21日

一般社団法人島根県警備業協会
会 員 各 位

一般社団法人島根県警備業協会
会 長 吉 岡 健 二 郎

平成28年警備員等表彰対象者（団体）の推薦について

平成28年5月23日（月）開催を予定しております、当協会の総会の席上におきまして、平成28年度警備業功労者表彰、永年勤続警備員表彰等々の会長表彰を行う予定であります。

例年推薦をお願いしておりますが、各位にあつては、次の点にご留意いただき、期限厳守で推薦をお願い申し上げます。

記

1 表彰種別

(1) 感謝状

協会の目的達成及び業界の業務推進に当たり、献身的な支援、協力或いは功労があつたと認められる部内外の個人又は団体

(2) 警備業功労者表彰

本協会の役員或いは委員会の役職として通算10年以上その職にあつて、警備業の健全な発展に尽力し、業界の指導育成について功労が認められる者

(3) 警備業教育関係等功労者表彰

全警協、本協会又は事業センターの行う教育に関する事業等に講師等として10年以上の経歴を有し、当該事業の推進に貢献をしたと認められる者又は警備業の発展のために実効ある発明、考案或いは研究により相当な成果が認められる者

(4) 警備員功労表彰

警備員であることにより、犯人の捕捉、事件・事故による人命救助、被害の拡大防止等により警備業に対する社会的な評価を高め、他の警備員の模範となる功労のあつた者

この中で、近年社会の耳目を引く事案（例：特殊詐欺被害防止、ストーカー事案に対する被害拡大防止、子ども対象の声掛け事案に対する被害拡大防止等）に対する上記功労認められる対象者については、別枠での功労表彰を行いますので、上申書に具体的な事案の内容が判別できる

ように記載をお願いします。

(5) 警備員等優良表彰

警備業務への取組み又はその業績が優秀で他の模範となる会員及び勤務成績優良で他の模範となる会員所属の警備員

(6) 警備員永年勤続表彰

会員所属の警備員として10年以上又は20年以上勤務し、かつ成績優秀で他の模範となる警備員

2 表彰等の基準

上記各表彰等の基準は、上記各要件に該当する者であって、次の基準を満たすものであること。

(1) 感謝状

部外の対象団体・個人にあっては、暴力団等反社会的勢力との関係がないこと。(上申があれば、協会事務局で審査いたします。)

(2) 表彰

ア 各通欠格事由について

特に表彰対象者の要件として「他の模範となる・・・」が要件してある場合、

過去1年以内に、他法令(特に道交法)によって社会人としてのモラルに反する違反経歴等が認められた場合は、対象から除外をお願いいたします。

イ 警備業功労者表彰及び警備業教育関係等功労者表彰

過去1年間警備業法違反による行政処分に処せられた経歴がなくかつ過去10年間警備業法違反による罰金以上の刑に処せられた経歴がないこと(法人の代表者等については、法人に対する行政処分を含む。)

ウ 警備員功労表彰

警備業務に関しての功労は当然として、警備員であることの使命感の発露として当該功労が認められた場合も含むものとする。つまり、警備員としての勤務中のみならず私用中の出来事も含む。

功労概要には、「誰が」、「何時」、「どこで」、「どんな状態の時(勤務中・勤務を終え帰宅途中等)」、「何を」、「どうしたか」を明確に記載すること。

エ 警備員等優良表彰

過去2年間警備業法違反による行政処分に処せられた経歴がなくかつ同法違反による罰金以上の刑に処せられた経歴がないこと(法人の代表者等については、法人に対する行政処分を含む。)

オ 警備員永年勤続表彰

対象となる警備員は、現に島根県内所在の会員の本支店、営業所、事業所下の所属警備員として勤務している警備員であって、勤続年数は、当該会員の他府県下の本支店、営業所、事業所での勤続年数も含むものとする。

カ 経験年数、勤続年数等の終期について

平成28年2月末を終期とする。

しかし、その後受賞日までに表彰対象者としてふさわしくない原因が把握された場合は、表彰対象者から除外することもありうる。

3 推薦対象の上申手続

会員は、上記表彰等に該当すると認められる個人又は団体を、改正表彰等規程の上申書（様式第2号 ～ 本書添付のものか、ホームページでダウンロード～）により協会へ、

- 電子メール
- FAX（0852 31 6107）
- 郵送

で上申すること。

4 上申（報告）期限

平成28年3月11日（金）厳守